

(仮称)新潟市自治基本条例 盛り込むべき項目及びその内容

～ 抜粋 ～ 区における住民自治(案)

(区の運営方針)

市は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、地域住民の意向を踏まえて、区における総合的な計画を策定し、実施するものとする。

(区役所の役割)

区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担うものとする。

- ・ 地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。
- ・ 市民協働の拠点として地域活動や非営利活動を支援すること。
- ・ 市民に便利で快適なサービスを効果的、効率のかつ総合的に提供すること。

市長は、区役所が前項に定める役割を発揮できるよう、必要な体制を整備するものとする。

(地域コミュニティ)

市は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団(以下「地域コミュニティ」という。)の公益的役割を認識し、その活動を尊重するものとする。

市は、地域コミュニティが、市と協働して当該地域が必要とする公共的サービスを持続的に提供する活動を行う場合には、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

(協働の要としての機能を担う附属機関)

市は、地域コミュニティ等と相互に連携し、協働して地域課題を解決するため、各区にその協働の要としての機能を担う附属機関を設置するものとする。

前項に規定する附属機関は、当該区の住民及び地域コミュニティ等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを担うものとする。